個　人　質　問	議会事務局 処　理　欄	令和８年１１月１３日　８時３０分　受付
		質　問　順　位　第１５番

武豊町議会議長　石川　よしはる　殿

武豊町議会議員　梶田　進

一　般　質　問　の　通　告　に　つ　い　て

令和８年第４回武豊町議会定例会において、次のように質問したいから通告します。

質　問　事　項	質問の要旨(具体的にご記入願います)
１．保護者負担軽減について	【趣旨説明】 少子高齢化が進む中で、少子化の大きな要因としてあるのは、アンケート結果からも明らかなように教育費、子育て費用が多くかかることが明らかであります。 こども家庭庁が発足して、これから子育てへの支援・助成が進み、保護者への負担軽減が進むものと考えられます。 こども基本法第３条（基本理念）２項で、全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利を等しく保障されるとともに、教育基本法（平成１８年法律第１２０号〉の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。 さらに、こども施策を決めるうえで大切なこととして、５項でこどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭の養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。と規定しています。 この規定は、全てのこどもは適切に養育されること、生活を保障されることが規定されています。さらに、こどもの養育は家庭で行うことを基本としながら、こどもの養育のために十分な支援を国、自治体等が行うことが規定されています。また、こども基本法は、乳幼児からおとなになるまで適用される法であることから、その一部分の子育てについて、自治体としてどのように取り組んでいかれるのか質問します。

	【質問事項】 ① 幼児教育関連として １．　保育園の負担金、使用料が有料部分と無料部分が混在していますが、すべてを無償化にすることが必要であることか求められています。計画的に保育負担金、使用料の無料化を実施すべきです。どのように考えておられますか。 ２．　保育園児主食費、給食費についても無料部分と有料部分が混在していますが、すべての無料化への取り組みについて、どのように考えておられますか。 ３．　現在、募集中のパブリックコメントの資料中に、保育士の確保が困難としている中で、民間事業者の柔軟な人材確保体制の活用と国・県の補助金を活用できる民間活力を導入。としていますが、民間の保育士確保が公立の保育士確保より充実していると受け取れますが、その根拠としてどのようなものがありますか。 ４．　保育園の民営化の根拠として、人件費、運営費の増大を挙げられています。人件費、整備費（運営費）の高騰が指摘されていますが、この問題は民営化することについても同様であります。人件費、運営費の高騰分は町民税の増収との比較で相殺される可能性のあるものであり、民営化によってのみ解消するものではないと思われますが、その点をどのように判断されていますか。 ② 小中学校について １．　小中学校のこどもの養育について、教育費用負担があります。そのうちの１点として給食費があります。小学校給食費については基本的に無料となりましたが、中学校については物価高騰分の助成は行われていますが、中学校給食費については有料のままです。中学校についても養育支援の立場から無料化を実施すべきと考えます。どのように考えておられますか。 ③ 国保税の均等割りについて １．　国保税の保険税が高すぎるとの声が多く聞かれます。その理由として、すべての被保険者に対してかかる均等割りがあります。均等割りは一種の人頭税といえるものであり、税の公平・公正な負担から逸脱したものであります。 国民の均等割りに対する声（無収入者）に課税をするなという声に国は応えられなければならない立場に追い込まれた結果、現在、未就学児童の半額分が無料化されています。この均等割り無料化の拡大を国に求めると同時に、町独自で税の公平・公平の観点から無料化の拡大を求めますが、どのように考えておられますか。